

補助金交付申請書の提出について（令和3年度補正予算）

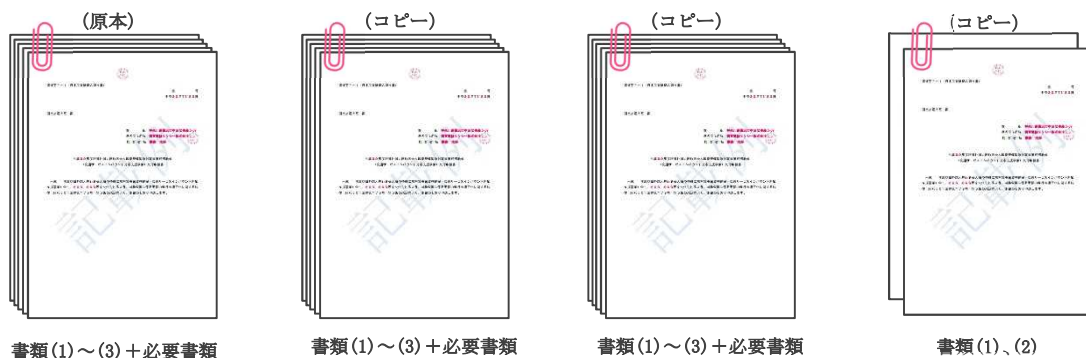
補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する主たる事務所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)、(3)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。

1) 自社（タクシー事業者）で申請する場合（車両）

【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）



■車両について

- (1) 令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第6-1）
- (2) 令和3年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第6-1別紙2）
- (3) 購入予定の自動車の見積書の写し

※その他、補助金交付申請にあつては、上記書類に加えて次ページの書類が必要となります。

UDタクシーを導入する場合

- 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料として、「UD研修の受講者数調べ」に関する書面（様式指定あり）

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、交付申請時までに要件を充足することが困難な場合は、当初の計画（研修受講の上配置する予定だった運転者名）と研修受講が困難な理由を記載し、令和5年3月31日までに要件を満たす旨を誓約する書面。

- 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

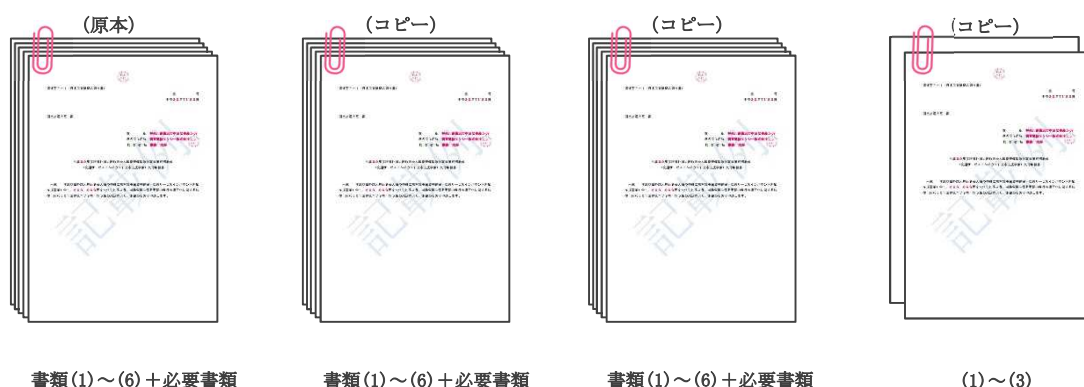
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付申請までに通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難な場合は、当初の計画とその計画遂行が困難な理由を記載し、令和5年3月31日までに要件を満たすことを可能とする計画書面。

- UDタクシーの導入に併せて、多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備又はキャッシュレス対応機器のうち、いずれかを導入することを証する書面（様式指定あり）

ジャンボタクシーを導入する場合

- ジャンボタクシーの導入に併せて、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を導入することを証する書面（様式指定あり）

- 2) リース会社が申請する（リース契約をして車両を導入する）場合（車両）
【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）



■車両について

- (1) 令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第6-1）
- (2) 令和3年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第6-1別紙2）
- (3) 貸与する車両・船舶の状況（様式第6-1関係別紙2-2）
- (4) 購入予定の自動車の見積書の写し
- (5) 自動車リース見積書
- (6) 自動車リース料金算定根拠明細書

※その他、補助金交付申請にあっては、上記書類に加えて次の書類が必要となります。

UDタクシーにかかる事項

- 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料として、「UD研修の受講者数調べ」に関する書面（様式指定あり）
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、交付申請時まで要件を充足することが困難な場合は、当初の計画（研修受講の上配置する予定だった運転者名）と研修受講が困難な理由を記載し、令和5年3月31日までに要件を満たす旨を誓約する書面。
- 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付申請までに通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難な場合は、当初の計画とその計画遂行が困難な理由を記載し、令和5年3月31日までに要件を満たすことを可能とする計画書面。

- UD タクシーの導入に併せて、多言語化、無料公衆無線 LAN 環境の整備又はキャッシュレス対応機器のうち、いずれかを導入することを証する書面（様式指定あり）

ジャンボタクシーにかかる事項

- ジャンボタクシーの導入に併せて、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を導入することを証する書面（様式指定あり）